



# 赤ちゃんが生まれたら



## ★ 出生届

問 市民課 ☎22-8155

出生の日から14日以内(出生の日を含みます)に提出しましょう。出生届を提出後、受理されると戸籍や住民票に記載されます。基本的に、出生届は出産した病院でもらえます。自宅出産などで手元にない場合は市役所窓口でもらう必要があります。365日24時間いつでも書類提出は可能です。

**届 出 先** 本籍地、住所地、出生地または届出人の住所地・所在地  
倉吉市で届出する場合の窓口は市民課(第2庁舎)または関金支所  
※閉庁日・閉庁時間の場合は第2庁舎及び関金支所の各宿直で提出できます。

**必要なもの** ● 出生届 ● 母子健康手帳

## ★ マイナンバーカードの特急発行

問 市民課 ☎27-0007

通常マイナンバーカードは申請から受取まで1~2か月程度かかりますが、乳児(1歳未満)の場合、特急発行を申請されると、申請から原則1週間程度でマイナンバーカードが書留郵便等で届きます。

乳児(1歳未満)のマイナンバーカードは顔写真なしのカードになります。

なお、氏名に外字があり代替文字設定が必要な人は、1週間を超過し、窓口受取の場合があります。

### 出生届出と同時に申請する場合

**届 出 先** 出生届を提出する市区町村窓口  
倉吉市で届出する場合の窓口は市民課(第2庁舎)または関金支所  
※閉庁日・閉庁時間の場合は第2庁舎及び関金支所の各宿直で提出できます。

**必要なもの** ● 出生届 ● 母子健康手帳  
● 個人番号カード交付申請書(窓口にあります)

### 広 告



- 交通安全施設 ●区画線 ●土木工事
- インフラ点検・調査

## ソレックス鳥取株式会社



北栄町田井195番地  
**tel(0858)48-3722**  
**fax(0858)48-3723**

## 出生届出後に後日申請する場合

出生届出と同時に申請されない人は、住民登録のある市区町村での申請となりお子様(1歳未満)と法定代理人の来庁が必要です。

**届出先** 倉吉市に住民登録のある方は、市民課(第2庁舎)または関金支所  
※閉庁日・閉庁時間は申請できません。

**必要なもの** ※市外の人は住民登録のある市区町村へご確認ください。

- お子様の本人確認書類  
(健康保険の資格確認書、特別医療費受給資格証、母子健康手帳)  
上記の書類3点または上記の書類2点と個人番号通知書
- 法定代理人の本人確認書類  
A書類(運転免許証、マイナンバーカード等)  
B書類(健康保険の資格確認書等)  
上記A書類2点または上記A書類とB書類を各1点

## ★ 児童手当

問 こども家庭センター ☎22-8220

**対象** 18歳になった最初の3月31日までの間にある児童を養育する人  
**支給月額(児童1人あたり)**

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降※
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは大学生年代まで(22歳になった最初の3月31日まで)の養育している子のうち、3番目以降をいいます。

### 支給時期

原則として、毎年偶数月の10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。10日が閉庁日の場合はその前において最も近い開庁日を支給日とします。

## ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを  
安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。

出典：国土交通省

## ★ 出産手当

問 市民課 ☎22-8155

第3子以降を出産されたお母さんへ20,000円を給付します。

出生届を提出された時に出産手当の支給について該当される人にご案内します。

※ 誕生日時点で6か月以上倉吉市に住所のある人に限ります。

## ★ 出産育児一時金

問 国民健康保険にご加入の人は、保険年金課へ ☎22-8151

その他の保険にご加入の人は、出産される人がご加入の健康保険等へお問い合わせください

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産にかかる経済的負担を軽くするため、一定の金額が支給される制度です。ただし、出産費用が一時金を超える場合、差額は自己負担となります。

逆に、少ない場合は差額分を加入の健康保険へ請求することができます。

### 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関などが行う制度です。出産育児一時金が医療機関などへ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

### 受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関などにその受け取りを委任することにより、医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度です。

※ 直接支払制度を利用せず、従来どおり保険者窓口に出産育児一時金などの支給申請を行うことは可能です。ただし、退院時に医療機関などの窓口で、全額お支払いいただくこととなります。

## ★ 産後健康診査

問 こども家庭センター ☎27-0031

産後2週、4週の出産後間もない時期のお母さんの健康を確認するため、その健康診査にかかる費用を助成します。産後健康診査受診票は母子健康手帳交付時、妊婦一般健康診査受診票とあわせて交付していますので、ぜひご利用ください。



広告

賃貸・売買 お部屋探しのことなら♪

ぴんぐりん

株式会社 へいわ

〒682-0025

鳥取県倉吉市八屋226-6

TEL:0858-26-4421

Mail:post@jheiwa.com



## ★産後ケア事業

問 こども家庭センター ☎27-0031

産後の期間において、体調不良や家族からの産後の援助が十分に得られないなど、育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定、育児不安の解消を目的に母親のケアや育児サポートを行います。お母さんの心身の休養を図るとともに、以下のサービスをデイサービス型・宿泊型・訪問型のいずれかの方法で受けることができます。

- ① 母子の健康管理及び生活面のアドバイス
- ② 沐浴、授乳などの育児指導
- ③ 乳児の成長、発達、養育などに関する相談

**対象** 倉吉市内に住所のある、以下の条件を全て満たす母子

- 乳児が健康で日常生活に支障がないこと
- 育児等に身体的・心理的負担を抱え、産後ケアを必要とする母子

**利用日数** デイサービス型：母子の場合は概ね原則7日以内。乳児のみの場合は週に3日以内。  
(時間は9:00～17:00)

宿泊型：原則3日以内

訪問型：3回まで

**利用料金** 無料

## ★新生児聴覚検査費の助成

問 こども家庭センター ☎27-0031

新生児聴覚検査受診票を発行し、新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。

**対象** 倉吉市内に住所のある新生児

**助成額** 初回の聴覚検査費用(上限3,000円) ※保険診療分は助成しません。

## ★育児パッケージ「はじめてばこ」

問 こども家庭センター ☎27-0031

「倉吉市に生まれてきてくれてありがとう!!」の気持ちを込めて、倉吉市からのプレゼントです。赤ちゃんやママ・パパにもうれしい品々をつめこんだ「はじめてばこ」を贈り、お子さまの健やかな成長を応援します。鳥取県生活協同組合との連携協定事業です。

**申込方法** ① 母子健康手帳交付のときに申込書をもらう。

② 出生届とともに市民課、またはこども家庭センターへ提出。

③ 1～2か月後に鳥取県生協から「はじめてばこ」が届く。

※同封されている内容は、予告なく変更となる場合があります。

## ★市指定ごみ袋の支給

問 環境課 ☎22-8168

**対象** 倉吉市内に住所のある2歳未満の乳幼児

**支給枚数** 出生児には、出生届時に市指定ごみ袋(大)100枚を支給します。

転入者には、0歳は100枚を支給。1歳は50枚を支給します。

※今年度中に1歳になる場合は50枚。2歳になる場合は対象外。

※無料での支給は、いずれも1回限り。

**支給方法** 出生児は出生届提出時に市民課から支給。転入者は転入日の翌月に環境課から支給します。